

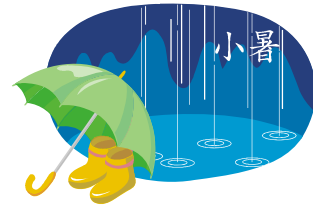
カワサキ会計事務所だより

平成20年7月

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

7月の税務カレンダー

固定資産税 第2回
国民健康保険税 第2回



契約書や領収書と印紙税

●印紙税とは？

日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書(領収書)などに課税される税金を、印紙税といいます。課税の対象となるのは20種類の文書です。通常は課税文書となる契約書等を作成した人が、定められた金額の収入印紙を文書に貼りつけ、これに消印をして納付します。財団法人などの公益法人や、医師、弁護士、税理士、不動産鑑定士等は営業に関しない受取書として取り扱われ、非課税となります。収入印紙が購入できる場所は郵便局や、切手やはがきを売っている窓口やコンビニにて購入することができます。

●駐車場を借りたときの契約書

- (1) 駐車する場所としての土地を賃貸借する場合
駐車場としての設備のない更地を賃貸借する場合の賃貸借契約書は、「土地の賃貸借権の設定に関する契約書」に該当し、印紙税がかかります。
- (2) 車庫を賃貸借する場合
車庫という施設の賃貸借契約書となり、印紙税はかかりません。
- (3) 駐車場の一定の場所に駐車することの契約の場合
駐車場という施設の賃貸借契約書となり、印紙税はかかりません。

●売掛金と買掛金を相殺する場合の領収書

相殺により売掛債権と買掛債務の消滅を証明するものであり、金銭の受領を証明するものではないので、印紙税はかかりません。ただし、領収書の但し書きに「上記金額の売掛金と買掛金を相殺」等、相殺したことがわかるように記載しておきます。

●クレジットカードによる支払を受けた際の領収書

クレジットカード決済は信用取引により、金銭の受取書には該当しませんので印紙税はかかりません。

●インターネット上での契約

印紙税の課税対象となるのは紙の文書のみであり、添付ファイルなどの形で交わされる電子文書については印紙税の課税対象外とされ印紙税はかかりません。ただし、その電子文書を「控え」として残す目的なら問題はないと考えられますが、本契約書としてプリントアウトする目的の電子文書は課税文書と考えられます。

●印紙税を納めなかったとき

たとえ印紙税がかかることを知らなかったり、収入印紙を貼り忘れた場合でも、納めなかった印紙税額の3倍(自主的に申し出た場合は1.1倍)の過怠税が課税されます。なお、過怠税は、その全額が法人税の損金や所得税の必要経費には参入されません。

<リース取引の取り扱いが変更されます！>従来リース取引は賃貸借取引として処理されてきました。ところが平成19年度の税制改正により、平成20年4月1日以降締結される契約から原則として売買取引として会計上及び税務上処理することになります。例えば、630万(税込み)の機器を5年リース(60回払い、月105,000円)した場合、契約時に(借方)機器 600万、仮払消費税 30万、(貸方)長期未払金630万という処理をし、毎月(借方)長期未払金10.5万(貸方)預金10.5万という処理をします。又、決算時に、(借方)減価償却費120万(貸方)機器120万という処理をする必要があります。このような原則的取り扱いの例外として、賃貸借取引として従来とおりの処理等が認められている場合もあり、リース契約に当たっては、適正な判断が求められます。特に、消費税の申告義務がある事業者にとっては、原則課税方式で申告する場合、いつの時点で課税仕入れとするか重要な判断が必要です。

リースを検討される場合は、当事務所へ早めのご相談を！